

社会福祉法人南台五光福祉協会 職員表彰・サービス委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人南台五光福祉協会就業規則第9章「表彰及び制裁」第49条第1項のいずれかに該当すると考えられる職員の表彰及び第3章「サービス」の規定違反の疑いがある職員（以下「職員」という。）の処罰（以下「処遇」という。）についてその公正を期するため社会福祉法人南台五光福祉協会職員表彰・サービス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、その職員が職員制裁審査会の対象者かどうかを含めて、職員の処遇について審査する。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は、常務理事の職にあたるものを、委員は、施設長、局長の職にあたるものをもってこれに充てる。但し、必要に応じて、他の職にあたるものを委員とすることが出来るものとする。

(会長)

第4条 会長は、委員会を掌理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に関係のある事案については議事に加わることができない。

(関係者の意見聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは関係職員その他の関係者等に対して資料を提出させ又は委員会に出席させて説明を求める事ができる。

(表彰の種類)

第7条 第1条に規定する表彰の種類は、次の内容により行う。

- (1) 表彰状授与 職員全体会議等において、表彰状を授与しその職員を讃える。
- (2) 表彰状及び副賞授与 職員全体会議等において、表彰状及び副賞（1万円相当）を授与しその職員を讃える。
- (3) 表彰状及び特別休暇等付与 職員全体会議等において、表彰状、特別休暇3日付与及び副賞（3万円相当）を授与しその職員を讃える。

(処罰の種類)

第8条 第1条に規定する処罰の種類は、次の内容により行う。また、重複処遇も可能とする。

- (1) 厳重注意 所属長において、厳重に注意する。
- (2) 反省文提出 所属長に、反省文をしたため提出させ、本人の反省を促す。

- (3) 環境美化奉仕 就業時間内に、所属施設等の環境美化等を行わせ、反省を促す。
- (4) 陳謝 職員全体会議等において、本人から深く陳謝させる。
- (5) 責任職解除 チーフやグループ長等の責任職を解除する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、法人事務局において処理する。

(会議結果の記録)

第10条 庶務担当者は、会議を漏れなく記録し、議事録を作成後、保存しなければならない。また、議事録を完成後速やかに、会長及び委員に配布しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年10月30日一部改正（第3条関係）